

フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

地域と一体となった健康づくりにつきましては、健康づくりの基本となる健康増進計画「元気プラン新居浜21」第二次計画の策定を行うとともに、健康都市づくり推進員と協力し、食生活の改善や運動不足の解消などに取り組んでまいります。また、地区組織や各種団体と協働して、食育推進計画に基づいた食育の推進に取り組んでまいります。

母子保健対策の推進につきましては、乳児家庭全戸訪問を推進するとともに、子育て不安を抱える家庭を訪問し育児支援を行うことで、育児不安の解消や虐待防止に努めるとともに、発達に課題のある親子に対して、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行います。

また、特定不妊治療や妊婦健診に対する助成を継続するとともに、新たに妊婦の歯科健康診査を実施し、妊婦の健康増進に努めてまいります。

次に、こころの健康づくりにつきましては、関係機関と連携し、心の健康づくり、自殺予防の推進に取り組んでまいります。特に、平成25年度は、市職員を対象にゲートキーパーを養成してまいります。

感染症対策の推進につきましては、感染症の発生防止対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

救急体制の維持・強化と地域医療の確保につきましては、緊急時における医療体制整備のため、休日夜間急患センターにおいて、休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、在宅当番医制などによって、緊急時の医療体制の確保を図ってまいります。また、地域・医療・行政が一体となった救急医療体制の維持・確保対策に継続して取り組んでまいります。

へき地医療につきましては、引き続き大島地区、別子山地区の診療所運営を実施してまいります。

次に、**地域福祉の充実**についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボラ

ンティア団体など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含め協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、**児童福祉の充実**についてでございます。

多様な保育ニーズへの対応につきましては、多様化した保育ニーズに対応するため、引き続き延長保育、一時保育、休日保育を実施いたします。

また、現在建設中の若宮保育園が4月から開園するほか、新居浜市アセットマネジメント推進基本方針に基づく公立保育所の施設修繕工事の実施、私立保育所施設整備への助成など、保育施設環境の整備充実を図ってまいります。

子育て支援の充実と連携につきましては、子育て支援に関する窓口の一元化を図り、情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、引き続きファミリー・サポート・センターを運営いたします。

また、子どもの医療費につきましては、現在、小学校就学前までの入院分・外来分について助成を行っておりますが、平成25年4月受診分から、入院分について助成対象を中学校3年生まで拡大いたします。

子どもの居場所づくりにつきましては、放課後児童クラブにおいて、長期休暇期間中の受け入れを、小学校4年生まで拡大するとともに、障がい児受け入れ体制の充実・強化を図ってまいります。

次に、**障がい者福祉の充実**についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援していくとともに、一人ひとりの状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行い、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

障がい福祉サービスの充実につきましては、医療費助成など、重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を継続してまいります。また、平成25年4月に施行される総合支援法に対応し、難病患者等を含めた障がい者が、必要な障がい福祉サービスを利用できるよう、各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ります。

次に、地域生活の支援体制の充実につきましては、障がい児の放課後対策として、現在、通年実施している2か所のタイムケア事業所が平成25年度から

は放課後等デイサービス事業所に移行するほか、重度肢体不自由児のタイムケア事業を通年化し受入体制を強化いたします。また、利用者が増加する長期休暇については、事業所を1か所増設いたします。

施設サービスの充実につきましては、計画的な障がい者施設整備に取り組んでまいります。特に、くすのき園は、平成26年度の民間移管に向けて、大規模改修工事を実施いたします。

次に、**高齢者福祉の充実**についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、高齢者を継続的かつ包括的にケアする「地域包括ケアシステム」の構築に取り組み、在宅支援体制の充実を図ってまいります。また、見守りの必要のあるひとり暮らし高齢者に対して、見守り推進員活動や緊急通報装置の設置を行うとともに、食事の準備が困難な高齢者に対して、配食サービスを実施し、高齢者が住み慣れた地域で生活するための支援を行ってまいります。

次に、介護予防の充実につきましては、介護予防教室の開催やボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成及び支援を推進し、自発的な介護予防活動を育成いたします。また、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態に陥らないように、特定高齢者の介護予防事業を実施し、高齢者の生活の質を改善するとともに、免疫力の向上や脳血管性認知症予防に効果があるといわれる笑いの効用に着目した笑いによる健康増進事業を実施いたします。

高齢者の尊厳が保持される社会づくりにつきましては、認知症への理解をサポート養成事業により促進するとともに、判断能力が十分でない方の権利を法的に保護し、支えるため、成年後見制度の啓発を行ってまいります。また、判断能力が十分でない者で成年後見開始の審判申し立てを行うべき者がいない場合の制度利用支援を行うため、成年後見制度利用支援事業を実施いたします。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と高齢者同士が共に支え合う社会づくりを推進するため、各小学校区で構築されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。また、老人クラブ等の高齢者活動をサポートし、高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みづくりを構築いたします。

次に、**社会保障の充実**についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者に対し、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。

次に、介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護認定調査員、介護認定審査会等の資質の向上と介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ってまいります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、高齢化の進行や先進医療技術の進歩などによる医療費の増大により、国保財政は今後さらに厳しくなることが予想されることから、引き続き保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、また、国保の財政状況等の情報を適切に周知・提供するなど、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。